

別紙 3

福祉用具専門相談員指定講習会の実施について

- 1 受講対象者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間をおいて公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。
- 2 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
 - 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号) 第 194 条に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること
 - 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること
 - その他、講習会の内容に関する重要事項
- 3 別紙 2 に定める講習過程については、概ね 7 日程度で修了することとし、地域の実情等により 7 日程度で実施できない場合は、2 か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。
- 4 研修への出席状況等、受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。
- 5 講習会の実施状況及び講習修了者に関する記録は永久保存すること。
- 6 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。